

# 介護職員等特定処遇改善加算額支給規定

## (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人うまんちゅ生活支援センターふくしの家職員の介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を図ることを目的とする。

## (対象職員)

第2条 介護職員等特定処遇改善加算の対象となる職員は、当法人が経営する指定通所介護保険事業所（デイサービスセンターたんぽぽ・沖縄県中頭郡読谷村字古堅 587 番地）に在籍する従事者であり、当法人で勤続 10 年以上の介護福祉士取得者とする。

## (配分方法)

第3条 経験・技能のある介護職員のみ（主任以上で介護福祉士取得者）  
※後進に譲る意味合いで主任から退いた介護福祉士取得者、介護支援専門員資格保有者等、理事長が認めた職員  
※支給月前年の年収 440 万以上の職員は、対象外とする。

## (支給期間)

第4条 介護職員等特定処遇改善加算額の支給期間は、介護職員等特定処遇改善加算制度の実施期間とする。

## (支給月額)

第5条 介護職員等特定処遇改善加算の支給月額は、次の通り支給する。  
① 経験・技能のある介護職員（管理者）には、特定処遇改善手当①として月額平均 8 万円（法定福利費等の増加分を含む）  
② 管理者以外の経験・技能のある介護職員には、特定処遇改善手当②として月額平均 7 万円（法定福利費等の増加分を含む）

## (支給日及び支払方法)

第6条 特定処遇改善手当の支給は、当月初日から起算し、末日に締切り、翌月 10 日（当日が休日または金融機関の休業日のときは、その前日の休日でない日）に賃金と合わせて支給する。

## (細則)

第7条  
1 介護給付費の実績により、算定期間の年度末に支給額の調整をすることがある。  
2 この規定に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

## (附則)

この規定は、令和 2 年 04 月 01 日から施行する。